

愛知県社会福祉協議会ボランティアセンター・
マスコットキャラクター愛夢ちゃん 貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、各種福祉イベント等において、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンター・マスコットキャラクター愛夢ちゃんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を活用することにより、愛知県内の社会福祉協議会等のPR及びボランティア・地域福祉の推進に寄与することを目的とし、着ぐるみの貸出しについて必要な事項を定める。

(貸出対象行事)

第2条 貸出し対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 愛知県内の社会福祉協議会が主催又は共催する行事
- (2) 社会福祉法人、NPO及び福祉団体等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等、公益的な目的で開催される行事
- (4) 上記以外で、管理者（愛知県社会福祉協議会）が公益的観点から適当と判断できる行事

(使用の手続き)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ電話等で予約をし、着ぐるみ使用申請書（様式1）に必要な事項を記入の上、借受けを希望する行事の概要が分かる資料を添えて、原則、貸出しを希望する日の7日前までに管理者に提出し、承認を得なければならない。

(使用の承認)

第4条 管理者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用承認通知書（様式2）により着ぐるみの使用を承認する。

- (1) 借受けを希望する行事が、第2条各号のいずれにも該当しないとき
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (3) 法令に違反し、または公序良俗に反するおそれのあるとき
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- (5) 着ぐるみのイメージを損なうおそれのあるとき
- (6) 営利目的の活動。ただし、福祉施設等が授産製品を販売する場合や、企業等が公益的な目的として行う社会貢献活動はこの限りでない。
- (7) その他、管理者が使用について不適当であると認めたとき

2 管理者は、使用を承認しない場合、使用不承認通知書（様式3）により借受希望者に不承認を通知する。

(着ぐるみに入る者の制限)

第5条 着ぐるみに入る者は、高校生以上とする。（未成年者は、必ず保護者又は責任者の同意を

得ること。)

(貸出方法)

第6条 使用承認を受け、着ぐるみを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、管理者から直接受け取り、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。

3 着ぐるみの損傷が大きいなど、原則、貸出しができない状況にあると管理者が判断した場合は、貸出しを中止するものとする。

(貸出期間及び申込時間)

第7条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は延長することができる。また、申込、借受け及び返却の日時は、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く平日の9時から17時までとし、それ以外の時間については、管理者と協議する。

(貸出料)

第8条 貸出料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 借受者の不注意により、破損・汚損した場合、借受者はその修繕やクリーニング等に係る費用を負担する。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責任を負わない。

(その他)

第11条 借受者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。

2 借受者は、着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱わなければならない。

3 管理者は、借受者が貸出要領に違反したとき、または、その他管理者が不相当と認めたときは、貸出承認を取り消すことができる。

4 その他、この要領に定めのない事項は、借受者と管理者が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。